

西都市要保護及び準要保護児童生徒援助費支給要綱

平成28年1月1日

教委告示第9号

西都市要保護及び準要保護児童生徒援助費補助金交付要綱(平成8年西都市教委告示第2号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この要綱は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第19条の規定に基づき、経済的理由によって就学困難と認められる児童又は生徒の保護者に対し、必要な援助を行うことにより義務教育の円滑な実施に資するため、就学に必要な費用(以下「就学援助費」という。)を支給することについて必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

第2条 就学援助費の支給の対象となる者(以下「支給対象者」という。)は、本市の小学校又は中学校に通学する学齢児童又は学齢生徒(学校教育法第18条に規定する学齢児童又は学齢生徒をいう。以下同じ。)の保護者(同法第16条に規定する保護者をいう。以下同じ。)であって、次の各号のいずれかに該当する者のうち、教育委員会が認定した者とする。

- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する要保護者である者(以下「要保護者」という。)
- (2) 次のア又はイに該当する者(以下「準要保護者」という。)
 - ア 前年度又は当該年度において、次の各号のいずれかに該当する者
 - (ア) 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止の措置を受けた者
 - (イ) 地方税法(昭和25年法律第226号)に基づく個人の事業税の減免、市民税の非課税若しくは減免又は固定資産税の減免の措置を受けた者
 - (ウ) 国民年金法(昭和34年法律第141号)に基づく国民年金保険料の免除の措置を受けた者
 - (エ) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)に基づく保険料の減免又は徴収の猶予の措置を受けた者
 - (オ) 児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)に基づく児童扶養手当の支給を受けた者
 - (カ) 生活福祉資金による貸付けを受けた者
 - (キ) 失業対策事業適格者手帳の交付を受けた者

(ク) 保護者が失業対策事業適格者手帳を有する日雇労働者又は職業安定所登録日雇労働者

イ ア以外の者で、次の各号のいずれかに該当する者

(ア) 保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者

(イ) 学校納付金(PTA会費、学級費等をいう。以下同じ。)の減免が行われている者

(ウ) 学校納付金の納付状況が悪い者、昼食、被服等が悪い者及び通学用品等に不自由している者

(エ) 経済的理由により欠席日数の多い者

(就学援助費の範囲及び支給額)

第3条 就学援助費の範囲は、次に掲げる事項の全部又は一部とし、支給額は毎年度国の定める要保護児童生徒援助費補助金に係る予算単価に準ずるものとする。

- (1) 学用品費
- (2) 通学用品費
- (3) 校外活動費(宿泊を伴わないもの)
- (4) 校外活動費(宿泊を伴うもの)
- (5) 体育実技用具費
- (6) 新入学児童生徒学用品費
- (7) 修学旅行費
- (8) 通学費
- (9) 学校給食費
- (10) 医療費
- (11) 日本スポーツ振興センター掛金

2 前項の規定にかかわらず生活保護法第13条に規定する教育扶助を受けている者に対する就学援助費の範囲は、前項第7号に規定するものに限る。

(認定の申請等)

第4条 就学援助費の支給を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、準要保護者就学援助費受給資格認定申請書(様式第1号)に、必要書類を添えて、学校長を通じて教育委員会へ提出するものとする。

2 教育委員会は、申請書を受理したときは、速やかに内容を審査の上、就学援助費の受給資格の有無を決定し、準要保護者就学援助費支給認定・不認定通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

3 前項による審査の際、教育委員会は、必要に応じて学校長、民生委員、児童委員及び福祉事務所長の意見を求めることができる。

（就学援助費の支給及び支給方法）

第5条 教育委員会は、就学援助費の受給資格の認定を受けた保護者（以下「認定保護者」という。）に対して、第3条に規定する就学援助費を支給する。

2 就学援助費の支給方法は、認定保護者の指定する金融機関の口座に振り込むものとする。ただし、就学援助費を支給する時点において認定保護者に学用品費、学校給食費等の未納がある場合は、認定保護者の承諾を得て直接当該学校長に支払うことができるものとする。

3 医療費は、医療機関等の請求に基づき、教育委員会が当該医療機関に支払うものとする。（支給時期）

第6条 就学援助費の支給回数は、年4回（時期は7月、9月、12月及び3月とする。）とし、準要保護者就学援助費支給通知書（様式第3号）により学校長を通じて認定保護者に通知するものとする。

（変更の届出）

第7条 認定保護者は、申請書の内容に変更があったときは、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

（支給の停止）

第8条 教育委員会は、認定保護者が第2条に規定する受給資格を有しなくなったとき又は就学援助費の受給を辞退したときは、準要保護者就学援助費支給停止通知（様式第4号）により当該認定保護者に通知し、支給を停止するものとする。

（認定の取消し）

第9条 教育委員会は、認定保護者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その受給資格の認定を取り消し、就学援助費の支給を停止し、又は支給した就学援助費の全部又は一部を返還させるものとする。

（1）虚偽の申請その他の不正の手段により就学援助費の支給を受けたとき。

（2）この要綱に違反したとき。

（3）前2号に掲げるもののほか、教育委員会が適当でないと認めるとき。

2 教育委員会は、認定保護者の受給資格の認定を取り消したときは、準要保護者就学援助費受給資格取消通知書（様式第5号）により当該認定保護者に通知するものとする。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、就学援助費の支給に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、平成28年1月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

西都市教育委員会 様

年度準要保護者就学援助費受給資格認定申請書

保護者氏名 _____ 印

年度の準要保護者就学援助費を受けたいので下記のとおり申請します。

なお、本申請にあたり私の世帯全員の所得課税状況その他審査に必要な情報について、西都市教育委員会が閲覧及び照会することに同意します。

記

学 校 名	学校		学 年	学年		
児童生徒氏名			生年月日	年 月 日		
住 所						
世帯 の 状 況	No.	氏名	続柄	生年月日	年齢	職業又は学校名
	1					
	2					
	3					
	4					
	5					
6						
児童扶養手当の受給：有・無		生活保護の状況：		年 月 日	廃止・停止	
住宅の形態：持家 借家 アパート 他（ ）			家賃：月額			円
自動車所有状況：有（ 自家用 ・ 営業用 ） ・ 無						
援助の必要な理由（具体的に記入）：						

委 任 状

私は、年度の準要保護者就学援助費の請求及び返納に関する一切の権限を校長を代理人と定め委任します。

保護者氏名 _____ 印

様式第2号（第4条関係）

文 書 番 号
年 月 日

様

西都市教育委員会

年度準要保護者就学援助費受給資格認定・不認定通知書

年 月 日付けで申請のあった準要保護者就学援助費の受給資格の認定について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 対象児童・生徒

年 組	児 童 生 徒 氏 名
年 組	

2 認定・不認定

- 認定されました。
・別紙「承諾書兼預金口座開設届」を 月 日（ ）までに、学校に提出してください。
- 認定されませんでした。
不認定の理由

（教示）

第3号様式（第6条関係）

文書番号
年 月 日

様

西都市教育委員会

準要保護者就学援助費支給通知書

年度第 期分の就学援助費の指定口座への振込手続を行いましたので、
通知します。なお、年 月 日に指定口座に振込入金されます。

記

1 振込金額 _____円

2 内 訳

費目 \ 学年	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年
学 用 品 費						
通 学 用 品 費						
校 外 活 動 費 (宿泊を伴わないもの)						
校 外 活 動 費 (宿泊を伴うもの)						
体 育 実 技 用 具 費						
新入学児童生徒学用品費						
修 学 旅 行 費						
通 学 費						
学 校 給 食 費						
医 療 費						
日本スポーツ振興センター掛金						
合 計						

様式第4号（第8条関係）

文書番号
年 月 日

様

西都市教育委員会

準要保護者就学援助費支給停止通知書

下記の児童生徒の準要保護者就学援助費支給を停止しましたので通知します。

記

学年	児童生徒氏名	保護者氏名	停止期日

停止の理由	
-------	--

(教示)

様式第5号（第9条関係）

文 書 番 号
年 月 日

様

西都市教育委員会

準要保護者就学援助費受給資格取消通知書

下記の児童生徒の準要保護者就学援助費受給資格を取り消しましたので通知します。

記

学年	児童生徒氏名	保護者氏名	取消期日

取消しの理由	
--------	--

（教示）

様式第1号（第4条関係）

様式第2号（第4条関係）

第3号様式（第6条関係）

様式第4号（第8条関係）

様式第5号（第9条関係）